

一般墓地使用に関する誓約書

私は、十和田市三本木霊園一般墓地の使用許可申請をするにあたり、下記事項について誓約します。

1. 許可の日から 3 年以内に墓石の基礎打ち又は墓石の建立を行います。
2. 毎年 7 月に賦課される管理手数料は、遅滞することなく毎年納付します。
3. 区画内に植えた草木類は、伸びたりしないように毎年定期的に適正管理します。
4. 墓石などが壊れたりしていないか確認し、周辺の区画に影響しないようにします。
5. 区画を返還するときは、原状に回復して返還します。
6. 納付した使用料については、還付されないことを承諾します。
7. 十和田市霊園条例又は同条例施行規則に定められた規定に違反したときは、使用許可を取り消されることに異議はありません。

十和田市長 様

年 月 日

申 請 者 住 所

氏 名

※申請者本人が自署してください。自署しない場合は、
記名押印してください。